

## 19 . 憲法研究会の概略とその憲法草案

### ・憲法研究会

憲法研究会は、高野岩三郎（東大教授、後に日本放送協会会長）を中心に結成された民間の憲法研究団体である。当時、GHQ 側からの要請、すなわち日本を軍国主義に導いた「国体」のあり方を根本的に改変せよ、という要請に応えるために、国内ではその基礎となる新憲法の草案作りが盛んに行われていた。草案作りは政府関係者によるものから、民間団体、個人の手によるものまで様々であった。

こうした流れの中で、1945（昭和 20）年 10 月 29 日、日本文化人連盟創立準備会の折に、高野の提案で集まったのが「憲法研究会」のメンバーであった。主な人物としては、鈴木安蔵、岩淵辰雄、馬場恒吾、森戸辰男、杉森孝次郎らがいた。鈴木は京都学連事件（京都帝国大学などで左翼学生運動に対して行われた弾圧で、治安維持法が初めて適用された）で検挙された後、法学研究を続けていた。馬場は読売新聞の主筆や社長を歴任したジャーナリストであり、森戸と杉森はそれぞれ東京帝国大学と早稲田大学の教授で、研究会には多彩な人々が集まっていた。

当時、新憲法を作り上げるにあたって、一番の焦点となっていたのが、天皇制についてだった。大日本帝国憲法では司法から軍事、立法にいたるまで、ありとあらゆる権力が天皇に集中する「上御一人」の国家体制が定められていた。当時の思想運動、言論活動を厳しく弾圧した治安維持法も、こうした天皇を中心とする「国体」を変革する意図を持つ者に対しての抑止力だったわけである。戦前まで続いていた天皇中心の体制を変えて、民主主義政治へと移行する事に抵抗を感じるという意見も当時は多くあった。

### ・当時発表された、その他の憲法草案

内大臣府御用掛であった佐々木惣一が提案した憲法草案にも、こうした「天皇制護持」の意図が色濃く反映されている。

**憲法案（佐々木惣一「帝国憲法改正ノ必要」1945（昭和20）年11月24日）**

#### 第一章 天皇

第一条 大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第五条 天皇統治権ヲ行フハ万民ノ翼賛ヲ以テス

万民ノ翼賛ハ此ノ憲法ノ定ムル所ノ方法ニ依ル

（五条のみ、帝国憲法に記載なし）

佐々木の案の場合、戦前の国体の中心であった天皇制の主要部分についてはほとんど大きな改変がなされていない。一条から四条までは帝国憲法と全く同じである。前憲法と違うのは天皇の統治が国民の賛同を得て行われる事を示した点であり、民主主義をいくらか意識したものではあると言えるが、これを「天皇制及び国体の根本的改革」とするにはいささか無理がある。民主主義や国民主権の思想を、それまであった天皇制との関係の中でどの程度のバランスを位置づけるかは、草案の作成者達の間でもそれぞれ違っていたが、佐々木の案はミニマムな変更を加えるだけにとどめた場合だという事ができるだろう。

これよりもさらに民主的な要素を盛り込んだ案としては、当時国務大臣を務めていた近衛文麿による「帝国憲法ノ改正ニ関シ考査シテ得タル結果ノ要綱」がある。

## 第二 帝国憲法改正ノ要点（近衛文麿、昭和20年11月22日毎日新聞社発表）

- 一、天皇統治権ヲ行フ八万民ノ翼賛ニ依ル旨ヲ特ニ明ニス
- 二、天皇ノ憲法上ノ大権ヲ制限スル主旨ノ下ニ
  - イ、帝国議會ヲシテ自ラ解散ヲ提議スルヲ得シムルコト、帝国議會ニ代ルベキ憲法事項審議會（両院議員ヲ以テ組織ス）ヲシテ直接天皇ニ召集ヲ奏請スルヲ得シムルコト、及濫リニ解散ヲ繰返スヲ得ザルコトトス
  - ロ、緊急命令ニ付テハ予メ憲法事項審議會ニ諮ルコトトシ、又所謂委任命令ノ規定事項ニハ一定ノ範圍ノ存スルコトヲ明ニス
  - ハ、宣戦講和及条約締結ニ付テハ帝国議會ノ協賛ヲ經ルコトトシ、開会ノ暇ナキ場合ハ憲法事項審議會ニ諮ルコトトス
- 三、他ノ憲法上ノ大権事項モ帝国議會ノ協賛ヲ經テ行ヒ得ルコトトス
- 三、軍ノ統帥及編成モ国務ナルコトヲ特ニ明ニス、第十一条及第十二条ハ之ヲ削除又ハ修正スルコトヲ考究スルノ要アリ
- 四、臣民ノ自由ヲ尊重スル主旨ノ下ニ
  - イ、現行帝国憲法ニ於ケル如ク臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テノミ行動上ノ自由ヲ有スル如キ印象ヲ払拭スルノ要アリ
  - ロ、外国人モ本則トシテ日本臣民ト同様ノ取扱ヲ受クルモノナルコトヲ特ニ明記ス
  - ハ、所謂非常大権ノ条項ヲ削除スルコトヲ考究スルノ要アリ

このように、近衛案では、明治憲法の大きな枠組みはそのままになっているものの、天皇の大権の制限や、国民の権利を回復するべきである、との考えより強く示されている。

### ・憲法草案要綱

それでは、当時日本側から発表された、最も抜本的な憲法条項の変更を含む憲法研究会の手による「憲法草案要綱」とはどのようなものだったのか。以下に示すのがその内容である。

#### 根本原則（統治権）（憲法研究会、1945年12月26日発表）

- 一、日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス
- 一、天皇ハ国政ヲ親ラセス国政ノ一切ノ最高責任者ハ内閣トス
- 一、天皇ハ国民ノ委任ニヨリ専ラ国家的儀礼ヲ司ル
- 一、天皇ノ即位ハ議會ノ承認ヲ經ルモノトス
- 一、摂政ヲ置クハ議會ノ議決ニヨル

この条文においては、はっきりと「国民主権」、「天皇の非政治性」が記されている。これらは1946年2月13日にGHQ側から日本政府に提示される、天皇制の廃止、戦争の放棄、民主主義化といった内容を盛り込んだ「GHQ草案」にも共通するものである。当時GHQは、通訳・翻訳部（ATIS）にこの要綱を翻訳させ、詳細な検討をした上で参謀長に文書を提出、国務長官にも報告されたということだから、アメリカ政府側への影響力も少なからずあったと言える。

日本国憲法はアメリカ側からの一方的な押しつけである、という意見があるが、戦後すぐ、アメリカ側からの憲法モデルの提示が行われるよりもさらに前に、日本国内で「民主主義」「天皇象徴制」を盛り込んだ草案が作られており、それがGHQ上層部にまで届いていたという事実は、現行の憲法が日本・アメリカの相互的な関わりの中で成立した事を示すひとつの証拠と言えるのではないだろうか。